

委託仕様書

1 件名

福岡市北朝鮮人権侵害問題啓発動画制作等業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和8年12月25日まで

3 履行場所

福岡市市民局人権部人権推進課 ほか

4 業務の目的

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」の趣旨に基づき、北朝鮮人権侵害問題について、市民に関心と認識をより深めてもらうため、啓発ショート動画を作成する。特に若年層への啓発を強化するため、若年層に対して訴求効果があると思われるような内容の動画を制作し、SNS等を用いて啓発活動を実施することで、北朝鮮人権侵害問題についての関心が若年層に広がることを目的とする。

5 委託業務内容

発注者は、受注者へ、以下の業務を委託するものとする。

(1) 啓発ショート動画作成

受注者は、北朝鮮人権侵害問題を啓発する動画を制作すること。

① 業務の範囲

企画、構成、撮影、編集、録音、その他制作にあたって発生する権利処理等の一切の業務を行うこと。

② 業務内容

テーマに沿って、ターゲットである若年層の興味関心を惹き、最後まで視聴したくなるよう構成や編集などを工夫した啓発動画を制作すること。

③ 表現方法・企画等

・動画は、1本あたり60秒バージョンと60秒を短縮した15秒バージョンの2種類、計2本の動画を制作すること。

・制作にあたっては、主にスマートフォンでの視聴を想定した構成とし、無音でも動画の内容が伝わるよう、全編にわたりテロップの挿入及び字幕データを作成とすること。

④ 留意事項

- ・契約後、動画制作開始前に発注者と打ち合わせをすること。
- ・動画の校正は2回以上映像チェックを行えるようにすること。
- ・発注者と随時打合せしながら、企画意図を十分考慮し、業務を実施すること。
- ・動画制作、撮影にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

(2)サムネイル画像の制作

啓発ショート動画を SNS へ投稿する際に使用するサムネイル画像を制作すること

(3)SNS による広告

YouTube 広告に(1)で制作した 15 秒のショート動画を配信し、YouTube(ふくおかチャンネル)のページにリンクさせること。

① 表示期間

令和 8 年 12 月 1 日(火)から令和 8 年 12 月 25 日(金)までの 25 日間

② 広告の種類

インストリーム広告(スキップ不可)

・1920 × 1080 ピクセル

③ 広告対象者

地域:福岡市

デバイス:パソコン、スマートフォン、タブレット、TV

年齢:18~34 歳

④ 広告の表示回数

15 万回以上(6,000 回/日以上)

⑤ 報告書

表示期間終了後、市にクリック数がわかる実績報告書を提出すること。なお、報告内容については、日別のほか、インプレッション数がわかるようにすること。

⑥ その他、独自で広報発信の手法があれば提案すること。

6 成果物

(1)啓発ショート動画

- ・mp4形式により納品すること。
- ・成果物の納品方法は発注者と協議の上、決定すること。
- ・制作する2本の啓発ショート動画について、動画の向き(縦・横)の配分は、発注者と協議のうえ決定すること。

項目	仕様 *横型動画が適した SNS へ掲載する場合
解像度	幅 1920 × 高 1080
画面比率	16:9
ピクセルアスペクト比	1.0
フレームレート	30fps

(2)(1)で制作した動画をSNSに投稿する際に使用するサムネイル画像の制作

- ・動画のサムネイル画像のデータを納品すること。
- ・成果物の納品方法は、発注者と協議の上、決定すること。

(3)納期限

- (1)(2)ともに令和8年10月末までに納品すること。

7 委託における著作権等の取り扱い

- (1)納品物の著作権その他関係法上の一切の権利は発注者に帰属するものとする。
- (2)受注者は、納品物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3)発注者は、納品物の一部について差替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、発注者又は受注者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (4)発注者は、納品物を他の広報物に使用できるものとする。また、発注者が認める場合に、受注者は第三者による映像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (5)上記(4)の場合において、受注者以外の著作権者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うものとする。
- (6)受注者は、納品物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、納品物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は受託者が負うものとする。
- (7)映像、音楽等の著作権・肖像権処理等、権利関係に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、発注者は責任を負わないものとする。

8 その他

- (1)業務の着手にあたっては、受注者は、契約締結後1週間以内に、業務スケジュールを作成し提出すること。
- (2)業務の実施にあたっては、事前に発注者と十分協議して行うもの。また、疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定すること。